



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

令和元年 5 月 31 日 金曜日 第 8 号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（人事課）.....83

告 示

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項及び第 5 条の 3 第 1 項の補償基礎額の規定に基づき知事が定める額を変更する件.....（人事課）.....85

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 27 条第 1 項第 3 号の規定に基づき知事が定める率を定める件.....（ " ）.....86

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示（ 3 件 ）.....（森林整備課）.....86

漁業の許可又は起業の認可の申請期間（ 2 件 ）.....（水産課）.....88

指定居宅サービス事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）.....88

指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）.....88

土地改良区役員の就退任の届出（ 2 件 ）.....（東予地方局農村整備課）.....88

土地改良区の定款変更の認可.....（ " ）.....89

建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）.....89

指定道路の指定（ 2 件 ）.....（東予地方局四国中央土木事務所）.....89

土地改良区の定款変更の認可（ 12 件 ）.....（中予地方局農村整備第一課）.....89

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）.....90

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（用地課）.....90

規 則

○愛媛県規則第 5 号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 5 月 31 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 42 年愛媛県規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章 ~ 第 3 章 省略 第 4 章 雑則（第 23 条 第 27 条） 附則 第 26 条 省略 <u>（平成 31 年 4 月 1 日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）</u> 第 27 条 <u>平成 31 年 4 月 1 日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、同月 1 日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（条例の規定による年金たる補償並びに第 17 条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。）にあつては、条例第 16 条において例によることと</u>	目次 第 1 章 ~ 第 3 章 省略 第 4 章 雑則（第 23 条 第 26 条） 附則 第 26 条 省略

される地方公務員災害補償法第40条第3項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が0を下回る場合には、0とする。）及び第3号に掲げる額を第2号に掲げる額に加えた額とする。

(1) 平成31年4月1日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）

(2) 平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）

(3) 次のア又はイに掲げる補償等に関する区分に従い、当該ア又はイに定めるところにより算定される額

ア 年金たる補償等 第1号の支払期月にそれぞれ支払われる額から前号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が0を下回る場合には、0とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として知事が定める率を乗じて得た額の合計額

イ 年金たる補償等以外の補償等 第1号に掲げる額から前号に掲げる額を控除して得た額（その額が0を下回る場合には、0とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として知事が定める率を乗じて得た額

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。

別表第1（第2条の2関係）

1～6 省略

7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1)～(5) 省略

(6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) オルト トルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん

(12) 1・2 ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

(13) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

(14) 省略

(15) 省略

(16) (1)から(15)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの原因かな疾病

8～10 省略

別表第1（第2条の2関係）

1～6 省略

7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1)～(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの原因かな疾病

8～10 省略

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第27条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第123号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号）第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき、当該各項の知事が定める額を次のように変更し、平成31年4月1日から適用する。

令和元年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の左欄に掲げる告示の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正（平成30年5月愛媛県告示第564号。以下「平成30年告示」という。）		3,930円	3,940円
		3,920円	3,930円
平成30年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成30年4月1日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正（平成29年5月愛媛県告示第637号。以下「平成29年告示」という。）		3,920円	3,930円
		3,930円	3,950円
平成29年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成29年4月1日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正（平成28年5月愛媛県告示第617号。以下「平成28年告示」という。）		3,930円	3,950円
	本則 の表 の改 正後 の欄	3,930円	3,950円
平成28年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成28年4月1日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正（平成27年5月愛媛県告示第702号。以下「平成27年告示」という。）		3,930円	3,940円
	本則 の表 の改 正前 の欄	3,930円	3,940円
平成27年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成27年4月1日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る		3,930円	3,940円

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正（平成26年5月愛媛県告示第696号。以下「平成26年告示」という。）	3,950円	3,970円
平成26年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成26年4月1日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正（平成25年5月愛媛県告示第615号。以下「平成25年告示」という。）	3,950円	3,970円
平成25年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年4月1日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正（平成24年5月愛媛県告示第713号。以下「平成24年告示」という。）	3,950円	3,970円
	3,940円	3,960円
平成24年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成24年4月1日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正（平成23年5月愛媛県告示第659号。以下「平成23年告示」という。）	3,940円	3,960円
	4,030円	4,050円
平成23年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成23年4月1日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正（平成22年5月愛媛県告示第612号。以下「平成22年告示」という。）	4,030円	4,050円
	4,060円	4,080円
平成22年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成22年4月1日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正（平成21年5月愛媛県告示第673号。以下「平成21年告示」という。）	4,060円	4,080円
	4,090円	4,110円

平成21年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成21年4月1日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正（平成20年5月愛媛県告示第811号。以下「平成20年告示」という。）	4,090円	4,110円
	4,100円	4,120円
平成20年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成20年4月1日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正（平成19年5月愛媛県告示第1018号。以下「平成19年告示」という。）	4,100円	4,120円
	4,070円	4,090円
平成19年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年4月1日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正（平成18年5月愛媛県告示第856号）	4,070円	4,090円

○愛媛県告示第124号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）第27条第1項第3号の規定に基づき、同号の知事が定める率を次のように定め、平成31年4月1日から適用する。

令和元年5月31日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第27条第1項第3号の知事が定める率は、同号アに掲げる区分にあっては同項に規定する年金たる補償等の支給の対象とされた月の初日を、同号イに掲げる区分にあっては同項第2号に掲げる額が支給された日をそれぞれ算定対象日とし、次の表の左欄に掲げる算定対象日の属する期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる率とする。

算定対象日の属する期間の区分	率
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	0.11
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	0.09
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	0.08
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	0.06

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	0.05
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	0.04
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	0.03
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	0.02
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	0.01
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	0.01
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	0.01
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	0.01
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	0.01

○愛媛県告示第125号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成31年4月農林水産省告示第681号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西予市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年5月31日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
西予市（次の図に示す部分に限る）	西予市宇和町明間1番耕地332番地 岡田 兵太郎	森林所有者
西予市（次の図に示す部分に限る）	東京都品川区平塚2丁目4番8号 本多 マチ	森林所有者
西予市（次の図に示す部分に限る）	西予市宇和町明間5601番地 兵頭 喜則	森林所有者
西予市（次の図に示す部分に限る）	西予市宇和町明間4番耕地242番地 兵頭 浅吉	抵当権者
西予市（次の図に示す部分に限る）	西予市宇和町明間4番耕地330番地 兵頭 平市	抵当権者
西予市（次の図に示す部分に限る）	西予市宇和町明間6番戸 薬師寺 彦六	抵当権者

2 保安林として指定された目的

水源^{かん}の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第126号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(平成31年4月愛媛県告示第386号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年5月31日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. It lists various locations in Uwajima City and their corresponding landowners.

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第127号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成31年4月愛媛県告示第327号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年5月31日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. It lists various locations in Nanai City and their corresponding landowners.

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第128号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和元年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和元年 5月31日から 6月13日まで

○愛媛県告示第129号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和元年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和元年 5月31日から 6月13日まで

○愛媛県告示第130号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和元年 5月31日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
大頭株式会社	はなえみ訪問看護ステーション	愛媛県西条市榑木244番地2 サンワタチバナ102号	平成31年4月1日	訪問看護
ケアプラス株式会社	ケアプラスデイサービスセンター今治	愛媛県今治市北鳥生町1丁目3番55号	平成31年4月19日	通所介護

○愛媛県告示第131号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和元年 5月31日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
大頭株式会社	はなえみ訪問看護ステーション	愛媛県西条市榑木244番地2 サンワタチバナ102号	平成31年4月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第132号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新居浜市松神子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 5月31日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 繁	新居浜市松神子 2 - 8 - 19
"	永 易 澄 夫	新居浜市田の上 2 - 4 - 18
"	佐々木 章 文	新居浜市垣生 2 - 7 - 5
"	岩 崎 和 夫	新居浜市田の上 1 - 7 - 1
"	近 藤 哲 正	新居浜市田の上 1 - 16 - 37
"	碓 井 正 徳	新居浜市松神子 1 - 1 - 27
"	村 上 惇	新居浜市又野 2 - 2 - 22
監 事	岡 部 智 晃	新居浜市高田 1 - 7 - 57

"	岡 部 正 明	新居浜市垣生 4 - 4 - 8
---	---------	------------------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 内 博	新居浜市田の上 1 - 17 - 23
"	高 橋 繁	新居浜市松神子 2 - 8 - 19
"	永 易 澄 夫	新居浜市田の上 2 - 4 - 18
"	近 藤 直	新居浜市田の上 1 - 13 - 19
"	碓 井 正 徳	新居浜市松神子 1 - 1 - 27
"	伊 藤 覚	新居浜市垣生 4 - 14 - 1
"	佐々木 章 文	新居浜市垣生 2 - 7 - 5
監 事	岡 部 真 佐 明	新居浜市垣生 4 - 4 - 8
"	岡 部 智 晃	新居浜市高田 1 - 7 - 57

○愛媛県告示第133号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、

西条市朔日市新田土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和元年 5月31日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 谷 忠 博	西条市朔日市56番地

監 事	塩 崎 能 治	西条市明屋敷213番地
-----	---------	-------------

○愛媛県告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市神拝土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月31日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

○愛媛県告示第135号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和元年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般・特-26)第15521号	平成26年4月9日	住鋳ブランテック(株)	尾藤 俊光	新居浜市新田町3-3-20	平成31年4月1日	鋼構造物工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止(全部)
(般-27)第17541号	平成27年7月17日	谷三樟設計	三木 章	四国中央市金生町下分865	平成31年4月8日	土工事業、建築工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(全部)
(般-26)第15712号	平成27年3月9日	(有)新居田造園	新居田清和	今治市大西町宮脇甲73-58	平成31年4月11日	土工事業 とび・土工事業 造園工事業	建設業の廃止(全部)
(般-29)第12743号	平成29年7月21日	(有)河上土建	河上 哲行	今治市蔵敷町2-4-13	平成31年4月12日	土工事業 とび・土工事業 舗装工事業	建設業の廃止(全部)
(般-26)第17326号	平成26年6月11日	サイプレス・グリーン	中野 正幸	今治市菊間町田之尻287	平成31年4月15日	造園工事業	建設業の廃止(全部)
(般-27)第8818号	平成27年8月1日	(有)月原鉄工建設	月原 啓五	今治市国分3-11-35	平成31年4月15日	建築工事業	建設業の廃止(全部)

○愛媛県告示第136号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和元年 5月31日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和元年 5月21日

3 指定道路の位置

四国中央市金生町下分字田中1070番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 27.46メートル

(2) 幅員 4.05メートル

3 指定道路の位置

四国中央市妻鳥町字東三本木1574番3の一部、1575番1の一部、1576番の一部、1575番1地先水路及び1576番地先道

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 92.16メートル

(2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月31日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第139号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市北吉井土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月31日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第137号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和元年 5月31日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和元年 5月22日

○愛媛県告示第140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市樋口土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月31日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市西岡土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月31日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市田窪土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月31日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市吉久土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月31日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市奥松瀬川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月31日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第145号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市牛瀬上井手土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月31日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第146号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市牛瀬下井手土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月31日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市下林上土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月31日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市保和土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月31日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市揚畑田土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月31日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 5月31日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第9号 令和元年 5月22日	伊予市下吾川字北西原1893番1、1894番1	松山市南斎院町263番地4 一蔵建設 株式会社

訓 令

○愛媛県訓令第3号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第9（第4条関係）	別表第9（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
用地課	1 省略				
	2 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関する事務	1 地域福利増進事業の実施の準備に関すること。			
		(1) 土地等の立入許可(第6条)			—
		(2) 障害物の伐採等の許可(第7条第1項、第3項)			—
		2 所有者不明土地の収用又は使用の裁定に関すること。			
		(1) 裁定(第10条第1項、第14条、第19条第1項、第4項、第27条第1項、第33条、第35条第1項、第37条第1項、第4項、土地収用法第83条第3項、第4項、第84条第2項、第3項、第85条第2項)	—		
		(2) 関係市町長等の意見聴取(第11条第2項、第3項、第19条第2項)			—
		(3) 裁定申請があつた場合における公告及び縦覧(第11条第4項、第5項、第28条、第37条第2項)	—		
		(4) 裁定申請の却下(第12条、第19条第2項、第29条、第37条第2項)	—		
		(5) 収用委員会の意見聴取(第13条第4項、第19条第4項、第32条第4項、第37条第4項)			—
		(6) 権利の譲渡の承認(第22条第1項、第2項)	—		
		(7) 裁定等の取消し(第23条第1項、第2項)	—		
(8) 原状回復命令等(第25条第1項、第2項)	—				
(9) 報告の徴収及び立入検査(第26条第1項)			—		
(10) 登記の囑託(第30条第1項、第37条第2項)			—		
(11) 担保の取得及び取戻しの確認(第35条第1項、土地収用法第83条第5項、第6	—				

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
用地課	1 省略				

		項、第84条第3項)							
		(12) 損失補償の請求の承認 (第35条第1項、土地収用法第89条第1項)	—						
		(13) 立入調査(第36条第1項、第37条第4項)				—			
3	省略								
4	省略								

2	省略								
3	省略								

附 則

この訓令は、令和元年6月1日から施行する。